

その後のあり方についても、これから議論をしていくということになるんだと思うんですね、新しい行革大綱を定めるということですから。しかし、それにしても、民間移譲ありきということが先になってしまうと、議論が非常にしにくくなるのではないか。やはり保育所として、私自身もまだ民間保育所にすべていくべきなのか、一定残すべきなのかという結論を持ち合わせていないんですが、そういうものを含めた十分な検討する期間がまだあっていいのではないか。余りにも先に民間移譲ありきという方針が定められてしまうと、その中でしか議論ができない、あるいは選択肢が狭まるということもあるので、その辺のところをもう少し幅を持って議論をする時間があっていいのではないかと思いますけれども、その辺いかがですか。

福祉保健部長（高谷洋一君） 確かに、18年以降の民間保育所をどうしていくかということにつきましては、行政改革の基本的な流れといえますが、考え方といえますか、それが民間の方でできるものについては民間でやるべきではないかという大きな流れがあると思います。ただ、他都市の例を見ましても、公立保育所の役目といえますか、そういったものを検討して、すべてではなくて、何力所を残したという例もあるやに聞いております。そういった件につきましては、私たちも基本的な大きな流れはありますけれども、もっと研究していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

3番（田中洋一君） わかりました。

それでは、あと保育所の民間移譲計画について要望を申し上げておきたいというふうに思います。

今、該当する茂木と福田が既に地元説明会等もやられておいて、その中でいろんな父母からの疑問が出されております。先ほども申し上げましたとおりです。したがって、そういう多くの疑問に対して真摯に答えていく、そして理解を求めていくということをさらに努力をしていただきますようお願いを申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

副議長（江口 健君） 休憩いたします。

午後は1時から再開いたします。

= 休憩 午前11時58分 =

~~~~~  
= 再開 午後1時0分 =

議長（鳥居直記君） 休憩前に引き続き会議を開きます。22番川下勝己議員。

〔川下勝己君登壇〕

22番（川下勝己君） 3月定例議会最後の質問となりました。

新風21、「明るい市政あなたと共に」の川下勝己でございます。

情熱を持って、質問通告に従いまして、順次、質問してまいります。市長並びに理事者の明快なる答弁をよろしくお願いいたします。

#### 1. 情報化社会の構築について。

私たちの日常生活では自動車が必要であるように、電子化社会の現状、パソコンも仕事や家庭を問わず1人1台の世の中になりつつあります。既に皆さんご承知のとおり、平成12年11月29日、当時の森内閣が最重点課題に掲げたIT基本法が成立して1年半近く経過いたしました。現在の小泉内閣では、ITに関する声はほとんど聞かれない状況でございますが、実際、施策の基本方針である世界最高水準の高度情報通信ネットワークシステム実現のために、地方公共団体の電子化の実現や社会経済活動の活性化に向けた情報基盤整備など地道な取り組みがなされていると思います。

そのような状況のもと、長崎市として、現在の取り組み進捗状況並びに今後の具体的取り組みについてご質問いたします。

1点目、総合行政ネットワークシステムについて。国は、国、県、市、町、村を一連につなぐインターネットを活用した行政の簡素化・効率化及び住民の利便性の向上を図る行政システムを平成15年度までに整備するよう要請しておりますが、その進捗状況をお示しく下さい。

2点目、住民基本台帳ネットワークシステムについて。この住民基本台帳は、住所、氏名、生年月日、性別をベースとした情報を全国各地でも共有でき、将来的には、個人ICカードを活用した行政手続きなど利便性を図るネットワークシステムと聞いております。自治省行政局の指示によりますと、運用開始は平成14年8月となっております。現在の取り組み状況をお示しく下さい。

3点目、総合窓口の実現とワンストップサービ

ス。市民の方々が市役所の窓口で手続き等来庁される時、対応窓口が分かれているため、本館や別館などたらい回しにされ、高齢者や障害者の方々に大変ご苦労をかけている状況について、私は、平成7年12月の市政一般質問から、再三、指摘を続けてまいりました。また、たび重なる市政一般質問でも、同僚議員から指摘をいただいております、このことは多くの市民の声であります。現状、窓口業務の改善に努力は見られますが、残念ながら、市民を迷わせない、歩かせない、待たせないための総合窓口の実現までには至っておりません。

今回、再度申し上げます。市民サービスの観点から、市庁舎内のオンラインシステム、LAN回線を活用し、総合データベースの構築により、各担当課の情報の共有化を図り、1カ所の窓口で閲覧できる便利で早くてわかりやすい総合窓口の実現を早期に図るべきだと考えます。長崎市の窓口業務改善の意欲的な取り組みについてお示ください。

大きく2つ目、環境問題について。

私たちを取り巻く環境は、急速な経済の発展とともに、快適さや利便性を求める余り、資源やエネルギーの大量消費のために環境への悪影響が地球規模まで及んでいる状況でございます。そのために、自動車排気ガス等による大気汚染、有害化学物質による川や海などの水質汚染、さらには、ダイオキシン類の環境汚染が進むなど、環境の悪化が深刻化しております。長崎市は、昨年12月定例議会において、ながさき環境都市宣言を行いました。その諸活動の取り組み姿勢と問題点について質問いたします。

(1) 地球温暖化防止対策について。この地球温暖化の防止については、世界各国の協力なしではできないわけですが、皆さんご承知のとおり、1992年に気候変動枠組条約が採択され、温室効果ガスの排出量を減少させるさまざまな取り組みが、国際的にも、また、国内的にも地球温暖化防止京都会議に沿った形で進められております。日本は、温室効果ガスを1990年レベルから2008年から2012年の間に6%削減する目標を設定いたしました。

長崎市の取り組み状況としては、安らぎと潤いのある環境都市長崎に向け、環境保全に関する国際規格であるISO14001の認証取得に向け、も

ろもろの活用を展開中であります。その取り組み状況について一部お伺いいたします。

1つ、市行政の省エネ対策の取り組み状況。

2つ、風力発電、太陽熱、太陽光、バイオマスなど自然エネルギーの活用の取り組み状況についてお示ください。

(2) 三京クリーンランド埋立処分場対策について。三京クリーンランド埋立処分場は、1工区、2工区、3工区まで計画があり、1工区は借地面積6万4,000平方メートル、容積65万立方メートルの敷地に昭和61年から埋め立て開始し、平成5年に埋め立て完了しております。現在、2工区、容積175万立方メートルに約40%埋め立てており、これが完了しますと、3工区、容積120万立方メートルの埋め立て計画と聞いております。埋め立て完了後は、農地として地権者に返還することになっていますが、1工区は、平成5年に埋め立て完了にもかかわらず、いまだ返還されておられません。私の調査によりますと、埋め立て完了後8年も経過して返還できない理由は、埋立地から懸念される発生ガスや地盤沈下、滞留水などの発生により、現状では農地として跡地利用ができないと聞いております。

また、昨年の文教経済委員会において報告されました三京クリーンランド埋立処分場1工区地盤安定化等検討調査報告書では、平成12年9月29日から平成13年3月26日の間に調査された内容ですが、非常に重要な問題点が報告されております。その現況調査に伴う課題として挙げられるものは、1つ、埋立物の中には木片等が残存し、これらの分解が今後とも続くものと思われる。2つ、滞留水の存在が想定され、埋立物の分解を阻害していると思われる。3つ、発生ガスの中には、二酸化炭素、メタンガス、硫化水素が含まれて、埋め立て層内は嫌氣的状況にあると思われる。4つ、植生調査の結果、現状の植生で見ると限りではガスの影響はないが、農作物への安全性は確認されていないため、実際に試験栽培して影響を調査する必要がある。このように、将来に不安を抱える問題点が報告されております。

以上、問題点を踏まえ、質問いたします。

1つ、埋立処分場には、これまで風水害、家屋損害等の際に、いろいろな廃棄物が埋め込まれて

いると思われます。現況調査に伴う課題と問題点に対する対応策についてお示しください。

2つ、発生ガスには、有毒ガスが含まれています。私の追跡調査では、人体に対して悪い影響があるような許容濃度をオーバーする測定結果が見られるようですが、調査内容をお示しください。

3つ、将来的に考えても、埋立処分廃棄物を掘り起こし、分別焼却処分するのが本筋と考えますが、大変な費用と期間がかかるものと考えられます。本件の処理対策について、市長の見解をお尋ねいたします。

4つ、また、この埋立処分場の残余年数は、現計画では16年と推定されておりますが、今後、リサイクル法の推進、また、産業廃棄物や一般廃棄物の規制等々の改善により、残余年数は延びるものと想定されますが、今後の見通しについてお伺いいたします。

3点目、防災対策について。

長崎市は、斜面地が7割を占め、美しいまちであります。災害に弱い地形のまちと言わざるを得ません。斜面地に家屋が密集し、道路は狭く、消防自動車も通らない場所も数多くあります。また、中央部は道路が放射線状に集まり、いざ災害が発生した場合は、渋滞した自動車のために、救急車や消防自動車などが思うように走れないことが予測されます。したがって、災害を起こさない、起こさせないということが重要であります。しかしながら、自然災害については、突然情け容赦なく発生いたします。昭和57年7.23の長崎大水害から20年がたちました。いまだに忘れることはできません。

したがって、災害を最小限におさめるための他市にはない独特な長崎らしい防災対策が望まれるところであります。今回、平成13年修正版、長崎市地域防災計画並びに長崎市水防計画を打ち出されましたが、その具体的内容についてご質問いたします。

(1) 防災体制の現状と今後の対応。1つ、地すべり、山崩れ、がけ崩れによる危険箇所が平成13年3月現在で、急傾斜地1,040カ所、土石流危険箇所428カ所、地すべり危険箇所87カ所、トータル1,555カ所の調査結果が出ております。調査後、

この1年間の対応結果と現在の危険箇所の状況並びに対策についてお尋ねいたします。

2つ目に、昨年、東京都新宿区歌舞伎町で密集したビル火災が発生し、逃げ場を失い、残念ながら犠牲者を出してしまったことは、まだ記憶に新しいと思います。その後、長崎市の家屋密集地を水平展開の調査をされたことは評価をいたしますが、現在、どのような進捗状況でしょうか、お示しください。

3つ目に、長崎市都市開発では、旭町に100メートル近くの高層ビルが建築着工いたしました。今後、高層マンション等、建築の可能性もあり、このような都市化に伴う消防対策についてお伺いいたします。

最後に、防災情報通信システムの充実についてお伺いいたします。災害は、忘れたころにやってくるということわざがあるように、災害は予告なしに発生いたします。災害を未然に防ぐ、あるいは災害を最小限にとどめるためには、いかに情報を早くキャッチするか、また、いかに情報を正確に伝達できるかがキーポイントであります。

現在、画像伝送システムや防災行政無線など活用した積極的な取り組みを展開中ですが、これまでに屋外拡声受信機を215カ所、戸別受信機を550カ所設置されました。その努力は評価するものの、残念ながら地形的な条件などにより聞こえにくい場所が40カ所ほどであると聞いております。本来の機能を果たしていないと言わざるを得ません。梅雨時期を間近に控え、悔いを残さないために、安心できる改善対策が必要ではないでしょうか。

次の2点についてご質問いたします。

1つ、防災行政無線40カ所が聞こえにくい要因は、どのように分析されておりますか。また、今までの改善内容と今後の検討内容をお伺いいたします。

2つ目、画像伝送システムによる情報収集として、現在、稲佐山の監視カメラにより映像を通して災害場所や災害状況をリアルタイムに収集し、より正確な状況把握を行い、諸対策に活用されていると思います。これまでの活用実績と成果についてお示しください。また、今後、長崎市、東西南北への設置計画について見解をお示しいただき

たいと思います。

以上、本壇からの質問といたします。

ありがとうございました。＝（降壇）＝  
議長（鳥居直記君） 市長。

〔伊藤一長君登壇〕

市長（伊藤一長君） 3月定例市議会代表質問、個人質問を入れまして11名の議員さん方が登壇をされました。トリを務められます「明るい市政あなたと共に」を掲げておられます川下勝己議員さんの質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、第1点目の総合行政ネットワークにつきましてですが、今年度、全都道府県と政令指定都市の接続により運用が開始され、来年度予定されております霞が関WAN（ワイドエリアネットワーク）との相互接続による国の行政機関の乗り入れを経て、議員ご指摘のように、平成15年度中に全国の市町村が接続を完了することを目標に、総務省において整備が進められております。

本市におきましても、このスケジュールに沿う形で、平成15年度に長崎県下の全市町村とともに接続を行う方向で検討を進めているところであります。

なお、総合行政ネットワークへの接続により、国や他の自治体との電子化された文書交換が一般化するものと想定されるところであります。このための庁内の環境整備といたしまして提案しております当初予算案の中では、庁内ネットワーク整備に要する経費のご審議をお願いしております。14年度において、本庁地区の所属を中心にネットワーク接続の環境を整え、15年度には、出先機関の環境の整備を行う計画としております。

次に、総合窓口の実現とワンストップサービスについてお答えをいたしたいと思います。

ワンストップサービスに向けた総合窓口の設置につきましては、庁舎スペースの問題等もあって難しい課題でございますが、現在、市民課においては、取り扱います窓口業務81件のうち20件は他課業務を実施し、市民に便利な窓口づくりに取り組んでまいったところであります。

川下議員のご指摘もあり、昨年2月に長崎市高度情報化推進本部を設置いたしまして、高度情報化の具体的推進を図るために6部会を立ち上げ、

市民の利用頻度の高い市民課を初め20の課の代表による総合窓口検討部会を設けたところであります。同部会では、総合窓口の体制づくりの基本姿勢を「市民の視点にたった優しく便利な窓口づくり」と定め、総合窓口の基本方針の策定、関係所管課の窓口業務の調査を初め窓口一元化への諸問題を検討してまいりました。

具体的には、窓口業務対象総数は308業務あり、市民の利用頻度の高い市民課を始点とした総合窓口化を図ることを前提に、市民課で導入可能な業務を選定する準備を進めているところでございます。これに伴う市民課の職員体制、事務室、機器等の導入を初め関係所管課の環境整備を図らなければならない問題や電算オンラインの一元化、さらに総合窓口導入に対する職員の意識改革・ワンストップ運動についても検討しております。

さらに、議員ご指摘の総合窓口の実現に向けましては、市民情報の電算一元化による電算端末応答方式のとれる体制を図るのは必須であります。そのためには、個人情報保護等の問題をクリアする必要のあるために、現在に至っている次第であります。

また、一元化できた場合でも、本市の場合、庁舎がご存じのように狭隘であるために、窓口課すべてをワンフロアに集めることは難しいために、業務を完結するには、来庁市民と原課職員との通信機器を利用した直接面談体制を整備することが課題となります。

さらに、近年の高度情報化社会への潮流の中で、国は行政の情報化を推進し、もって国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上に資することを目的といたしまして、申請・届出等手続きのオンライン化に伴う見直し等に係る基本方針に基づきまして、行政手続きをこれまでの書面による手続きに加え、原則として、すべてオンラインによる手続きも可能とするための所要の法整備を行うということでございます。

こうした電子申請あるいは電子届出ができる体制を図ろうとする国の動向を踏まえ、全庁LANの構築が軌道に乗ることを見極めるとともに、財政計画等も勘案しながら、総合窓口にかかわる情報システムについても、実現に向け努力してまい

りたいと考えております。

次に、環境問題でございますが、まず初めに、地球温暖化対策としての市みずからの省エネルギー対策の現状についてお答えをいたします。

本市の地球温暖化対策の取り組みといたしましては、長崎市環境基本計画及び地球温暖化対策推進法に基づきまして、省エネルギー、グリーン購入、ごみの減量等の環境保全行動や地球温暖化対策としての温室効果ガス排出量削減を行いますとともに、市民、事業者を環境配慮に向けて先導するために、昨年3月に長崎市役所環境保全率先実行計画を策定し、施策の推進を図っているところでございます。

議員ご質問の省エネルギー対策の現状といたしましては、電力消費量を削減するために、各職場、階段等におきまして、始業前、昼休み時などの不必要な照明の消灯の徹底を図っているところであります。また、空調機器の使用におきましては、冷房時は28度以上、暖房時は19度以下に設定をし、電力・燃料使用量の削減に努めるとともに、本館・別館における冷暖房機器の更新に際しましては、省エネルギー型機器の導入を図っているところであります。照明器具でございますが、今年度、本館・別館において、インバーター方式の蛍光灯への更新を実施しております。その他パソコン等の事務機器などの適切な使用に努める周知徹底を図っているところであります。

今後は、現在、作業を進めておりますISO14001環境マネジメントシステムに率先実行計画を組み込み、その実施状況を把握しながら着実な推進を図ることといたしております。

次に、自然エネルギーの活用の取り組み状況についてでございますが、太陽エネルギー及び風力エネルギーの利用状況といたしましては、平成13年度に長崎ペンギン水族館に太陽光発電と風力発電装置を、北消防署・コミュニティ消防センターに太陽光発電装置を設置したところであります。

今後の予定といたしましては、片淵中学校や三重地区市民センターなど6施設に太陽光発電装置を設置することといたしております。

以上のような状況でございますが、今後とも、環境にやさしい自然エネルギーの利用につきましては、積極的に推進してまいりたいと考えており

ます。

次に、バイオマスエネルギーの活用についてお答えをいたします。

議員ご承知のように、バイオマスと申しますのは、生物資源という意味でございますが、木材、農作物などの植物、その植物をえさとする動物、また、食糧とその廃棄物など多種多様な有機物質のことでございます。このバイオマスをエネルギーとして利用した例といたしましては、ブラジルで使用しております自動車のほとんどがサトウキビを発酵させてつくったアルコールを燃料として利用していることが知られているところであります。

我が国におきましては、昨年6月に経済産業省の総合資源・エネルギー調査会新エネルギー部会報告におきまして、新エネルギーとして初めてバイオマスが認知をされ、平成22年までに国内全エネルギーの約1%を供給する導入目標値が設定されております。しかしながら、実用化に当たりましては、安定した原料の調達、製造コスト、製造したエネルギーの供給システム及び必要な法整備が課題となっているところであります。

本市内におきましても、大学と企業が共同いたしまして、経済産業省の外郭団体であります新エネルギー・産業技術総合開発機構の補助を受け、雑草などをガス化し、アルコール燃料を生産する方式のバイオマスのプラント開発が進められているところであります。既に、実用化に向けた実証プラントの試験段階に入っており、平成16年に終了する見込みと聞き及んでおります。このプラントの実用化に当たりましては、先ほど申し上げましたような課題があるわけではありますが、全国に先駆けました技術開発でもあり、地元の大学と企業の共同研究の成果となりますと、大変喜ばしいことであります。また、石油代替エネルギーの開発は、地球環境の保全と高度技術の融合の結晶であり、本市といたしましても、国の動向を見ながら、その活用方法について研究してまいりたいと考えております。

環境問題の第2点目は、三京クリーンランド埋立処分場対策であります。

川下議員ご指摘のとおり、三京クリーンランド埋立処分場は、区域内の土地を借り上げ、ごみの埋め立てを行い、完了後には農地整備を行い、地

権者の皆様に返還する計画であります。平成5年度に埋め立てが完了した1工区につきましては、ガスの発生及び地盤沈下が見られ、返還できない状態になっております。

そこで、独自でガスの成分及び地盤沈下の調査を行ってまいりましたが、早急に抜本的な解決策を探る必要から、専門家に依頼をし、三京1工区地盤安定化等検討調査を行ったところであります。

調査の内容といたしましては、埋立物の標本の採取による分解程度、滞留水、ガスの成分及び発生量、埋立地内の植生などについて調査を行ったところであります。調査の結果であります。埋立物は、木片、プラスチック片、金属などで構成され、ガスの発生原因となる木片等の分解が余り進んでいない状況でありました。また、ガスの発生状況であります。メタンガス、硫化水素、二酸化炭素などの発生が見られ、埋立物層内は酸素が少ない状態にあると考えられます。続いて、植物の生育状況であります。現在の雑草の植生については、ガスの影響はないと考えられますが、農作物を栽培した場合、栽培に関する安全性を確認する必要があるかと思っております。

次に、対策であります。数種類の対策工法の提示がございましたが、いずれの工法につきましても、長所、欠点があり、内容について詳しい検討が必要であり、また、地元地権者との協議も含め、今後、三京クリーンランドの延命化との関係もあわせ、総合的な判断をいたしたいと考えておるところでございます。

次に、ガスの発生調査につきましては、既設の3カ所と新たに3カ所にボーリングにより設置したガス抜き管など、計7カ所において噴出量及びガス抜き管内での成分の調査をしたところであります。その結果、噴出量については、新たに設置した3カ所で1分間当たり最高0.39リットルのガス量が計測されましたが、その他の4カ所では噴出していないことが判明いたしました。

そこで、ガス抜き管の管内でのガス成分分析を実施したわけではありますが、メタンガスにつきましては、引火等の危険があると言われております。限界濃度5.3%から15%の範囲内にあるメタンガス濃度が5カ所から検知されております。硫化水素につきましては、日本産業衛生協会の勧告値で

は、閉鎖性の環境での許容濃度10ppmを上回ると人体に害を及ぼすとされておりますが、6カ所では計量限界以下の濃度でありましたが、1カ所において、先ほどの許容濃度以下の4.8ppmの値が計測されております。二酸化炭素でございますが、米国内産衛生監督官会議が定めております労働環境における有害物質の許容濃度0.5%に対し、2カ所において許容濃度を超える最高2.8%の値が計測され、4カ所の地点では許容濃度は超えておりませんが、0.4%から0.2%の二酸化炭素濃度の値が計測されております。

次に、三京クリーンランド第1期埋立地の掘り起こしについてお答えをいたします。

最近、埋立処分場の残余容量が全国的に逼迫していること、溶融などの高度な技術が実用化されてきたことが相まって、既存の埋立地を掘り起こしてごみを選別し、リサイクルや溶融を行うことにより埋立地を再生することが検討に値する時代を迎えたと言われておるところであります。この掘り起こしを行えば、地盤沈下や有害ガスの発生等の問題も解決されることと考えられます。

しかしながら、この事業を行う上では、主に、次のような問題点もあるわけであり。第1に、通常の埋立時には、ごみの臭気や焼却灰等を含む粉じんの飛散を防止する対策として、毎日、覆土をしながら埋め立て作業を行いますが、掘り起こす場合は掘削面が常時、露出することになり、掘削が進むに連れ、その面積も拡大してきますので、臭気や雨水及び飛散防止等の環境対策の方法や費用について予測しがたい面があること。第2点であります。掘り起こしたもののうちでリサイクルや溶融が可能なものの量の把握が困難であること。第3に、環境対策、分別、リサイクル、溶融を含めたトータル的な技術が確立されているとはいえないことなどでございます。

このように、掘り起こしについては多くの問題点がございますので、その実現の可能性を技術面あるいは経済面から研究してまいりたいと考えておるところであります。

なお、昨年末に第1期埋立地の一部を試験的に掘削いたしまして、関係各課でその状況を視察をし、ごみの分析等を行ったところであります。

次に、三京クリーンランドの埋立残余期間につ

いてお答えをいたしたいと思います。

三京クリーンランド埋立処分場は、第1期から第3期までの3工区に分けて埋立処分を行っているところであります。第2期埋立地は、平成5年度から埋め立てを開始いたしまして、現在約44%程度が埋立済みとなっております。第2期埋立地の計画時点では、第3期まで含めまして、平成29年まで埋め立てる予定となっており、残り16年間の埋め立て期間を見込んでいたところであります。ただし、平成11年度から搬入物の適正化指導を行っておりまして、他の市町村からの搬入及び産業廃棄物、特に、建設廃材の搬入を規制した結果、一般持ち込みの搬入量が3分の1近くまで減少していることと、容積で燃やせないごみの約8割を占めると言われておりますプラスチック製容器包装廃棄物の選別処理を平成15年度より実施いたしますと、今後、その埋め立ての残余年数は、さらに延びるのではなからうかというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、今議会でも議論がおります町村合併との絡みもございまして、新たな行政区域が広がるとなったときには、やはり、この埋立処分場の延命化というのは、新しく加わっていただく自治体もそうでありますけれども、やはり大きな一つの課題にならうかということもございまして、できるだけ私たちは、この埋立処分場を延命化する方向で頑張りたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、他の埋立処分場を新たに確保することは、全国的に大変困難な状況でございますので、三京クリーンランドのさらなる延命化を図ってまいりたいと思いますので、議会の皆様方の今後とものご理解とご協力、また、ご支援をよろしく願いさせていただきたいと思っております。

以上、私の本壇よりの答弁とさせていただきます。

他の件につきましては、それぞれ所管の方からお答えいたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。＝（降壇）＝

市民生活部長（妹尾芳郎君）　ご質問1項目目の高度情報化社会の構築についてのうち、2点目の住民基本台帳ネットワークの取り組みについてお

答え申し上げます。

住民基本台帳ネットワークシステムは、住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るため構築されたものでございます。現在、本市の進捗状況は、既存の住民基本台帳システムの改修、また、既存住基と住基ネットワークシステムとの橋渡しをするコミュニケーションサーバーの設置をほぼ完了しており、平成14年3月7日に、本市のコミュニケーションサーバーと都道府県サーバー及び全国サーバーを結んだテストを行ったところであり、さらに、3月26日、27日には、県内の市町村を加えテストを実施することになっております。本年8月から第1次稼働として、住民票コードの住民票への記載、国、県の行政機関等への本人確認情報の提供などを行います。さらに、第2次稼働として、平成15年8月には、住民票の広域交付、転入転出の特例処理及び住民基本台帳カードの交付を行うことになっております。

市町村が独自に取り組める住民基本台帳カードの活用に対する本市の対応につきましては、庁内138課に対して、利用の希望アンケートを実施しましたところ、本人確認のため写真入りの住民基本台帳カードを利用できる課は29課あり、独自利用を希望する所管課は印鑑登録証として利用する市民課のほか、わずか5課にとどまっております。

このように、庁内での活用については業務範囲が狭いため、印鑑登録証を除き利用者が少ないと予測され、しかも、住民基本台帳カードの単価が1枚当たり1,000円程度となる等コスト面での問題もございまして、しかしながら、住民票や印鑑証明書など諸証明の自動交付機の導入時には、カードの利用が必須の条件となってまいりますので、本市の住民基本台帳カードの独自利用とあわせて、さらに検討を重ねるとともに、今後の国及び各自治体の動向を慎重に見守っていきたく存じております。

以上でございます。

下水道部長（上野精一君）　3番目の防災対策についてのうち、(1) 防災対策の現状と今後の対応についてお答えいたします。

現在、長崎市には、議員ご指摘のとおり、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土石流危険渓流箇所など1,555カ所ございまして、これらの

危険箇所の解消を図る事業としましては、急傾斜地法に基づく急傾斜地崩壊対策事業、地すべり等防止法に基づく地すべり対策事業、砂防法に基づく砂防事業があります。地すべり対策事業及び砂防事業につきましては県が実施しておりますが、急傾斜地崩壊対策事業につきましては、採択箇所の状況により、県または市において実施しております。それぞれの事業の平成13年3月までの着手状況は、急傾斜地崩壊危険箇所72カ所、地すべり危険箇所8カ所、土石流危険渓流箇所51カ所となっております。

平成13年度のそれぞれの施工件数と事業費は、急傾斜地崩壊対策事業が県及び市を合わせて18件で7億5,512万5,000円、地すべり対策事業が3件で1億4,220万円、砂防事業が1件で8,700万円となっており、これらの事業において危険箇所の解消に努めております。

また、平成13年度新たに着手した箇所といたしましては、急傾斜地崩壊対策事業については4カ所ございますが、地すべり対策事業と砂防事業につきましては、年次計画で施工している箇所が完了していないために、今年度は新たに着手箇所はございませんでした。

このように、年間の着手状況が低い主な原因といたしましては、一つの危険箇所の範囲が広く、それに伴い事業費がかさむことが一因となっております。

このような状況を少しでも解消するためには、非常に厳しい財政状況ではございますが、国及び県に対し、今後もあらゆる機会をとらえて、これらの事業のさらなる増額を強く要望し、予算の確保に努めてまいります。また、このようなハード面だけでなく、土砂災害防止法の活用や市民の危険箇所の周知を行うなど、ソフト面からも県市協力して本市の危険箇所の解消に向けて努力してまいりたいと思っております。

以上です。

消防局長（坂口敏治君） 防災対策の現状と今後の対応のうち、新宿歌舞伎町雑居ビル火災に伴う対応についてでございますが、消防局におきましても、管内の3階建て以上の直通階段が1カ所で避難器具が設置対象となる雑居ビル348件の特別査察を実施したところであります。その結果につ

きましては、消火器の標識未設置などの軽微な指導を含め、指導を行った対象物が221件で、全体の約63%となっております。不備事項の主な内容につきましては、消防法で定める防火管理者の未選任、避難通路や階段に避難の障害となる物品の放置などのほか、消火器及び避難器具の未設置、自動火災報知設備の不備等であります。

この特別査察で指摘した不備事項につきましては、昨年の秋季火災予防運動、歳末消防警戒、さらに本年3月1日から1週間実施しました春季火災予防運動の重点事項として追跡調査を実施し、3月7日現在で改善された対象物が74件となっております。

なお、改善されていない対象物の不備事項につきましては、今後とも、引き続き是正指導を推進していくこととしております。

また、この追跡調査とあわせまして、新宿の火災直後、2日間にわたり、ビルのオーナー、テナント関係者等を対象としまして、防火管理についての特別講習を開催し、防火意識の高揚を図ったところであります。

なお、国においても、昨年11月、風俗営業等の用途に供する防火安全対策について、関係行政機関が連携して、火災の防止等適切な措置を講じるよう通知がなされ、これを受けまして、県内においても、人命の安全を確保し、被害を最小限にとめるため、電話または文書等による情報交換、必要に応じた合同立入検査の実施等の連携体制を図ったところであります。

また、昨年12月には、消防庁長官の諮問機関であります消防審議会より「小規模雑居ビル火災の防火安全対策について」の答申が出されておりますし、厳しい罰則規定を盛り込んだ消防法の改正が今の通常国会に提出される予定であると聞いております。

当局といたしましても、今後、こうしたことを踏まえながら対応したいと考えておりますが、いずれにいたしましても、建物の所有者やテナントの関係者等の防火管理意識の高揚を図るとともに、消防用設備等が適切に設置、維持管理が図られるよう指導を強化してまいりたいと考えております。

次に、都市化に伴う高層建築物の消防対策についてご説明いたします。

高層建築物の消防用設備等につきましては、地上11階以上になりますと、消防法上厳しい規制を受け、スプリンクラー設備を初めとする消防設備のほか、連結送水管、非常コンセント設備などの消火活動上必要な施設の設置対象となります。

また、建築基準法におきましても、特別避難階段、非常用エレベーターの設置等の厳しい規制があります。高層建築物において火災等の災害が発生した場合、はしご自動車による消防活動が制限されるため、避難並びに消火・救助等の消防活動上大きな障害が生じると予想されますので、特別避難階段、非常用エレベーター及び消防設備を活用するとともに、屋上空間を利用し、ヘリコプターの緊急救助用スペースを設置するなど防災機能を向上させることとしております。

なお、この高層建築物におけるヘリコプターの屋上緊急離着陸場等の設置につきましては、高さが100メートルを超える場合は、屋上にヘリコプターの緊急離着陸場の設置を、それから60メートルを超える建築物にあつては、ヘリコプターの緊急救助用スペース等を設置するよう長崎市消防局において指導基準を定め、指導を行っているところであります。

高層建築物につきましては、これからも防災設備に係るハード面と維持管理に係るソフト面から指導の強化を図ってまいりたいと考えております。

一方、高層ビルの警防対策であります。長崎市消防局警防業務規程に基づきまして、特殊建築物の警防計画を策定しております。これによって、それぞれの消防活動上必要な事項の把握とか図上訓練、現地訓練等を重ねているところでございます。

なお、万一火災が発生した場合は、はしご車のほか、建築物に設置しております消防用設備、あるいはヘリコプターなどを活用して消防活動に当たる所存でございます。

次に、防災情報通信システムの充実についてお答えいたします。

まず、防災行政無線についてでございますが、ご案内のとおり、本市の防災行政無線は、平成10年、11年度の2カ年で全面的に再整備を行ったところであります。整備内容といたしましては、市内全域をおおむね半径500メートルに1カ所の割合で

スピーカーを設置しましたが、一部の地域において放送が聞こえにくいとの指摘を受け、消防局でも現地調査を実施するなど実情の把握に努めているところでございます。

ご質問の防災行政無線が聞こえない要因についてでございますが、スピーカーを屋外に設置していることから、降雨や風などの気象状況並びに本市特有の地形上の問題、また、市街地中心部では、ビルなどによる音波障害や都市騒音に加えて、住宅の密閉度などにより、聞こえる範囲が大きく左右されるものと考えております。

次に、これまでの改善の内容と今後の対策についてでございますが、住宅地の位置や地形の状況にあわせて、スピーカーの方向を調整するとともに、地域の代表者宅等に戸別受信機を設置するなど改善に努めているところであります。

今後の対策としましては、既設の屋外拡声受信機からケーブルを延長してスピーカーを設置する方法で改善を図るよう本議会に予算計上をさせていただいているところでございますが、それにあわせて、戸別受信機の設置や自治会に設置されている有線放送を利用した方法などにより、聞こえない地域の解消に努めてまいりたいと考えております。

次に、画像伝送システムについてお答えいたします。

まず、画像伝送システムの活用実績とその成果についてでございますが、このシステムは、ご案内のとおり、阪神・淡路大震災の教訓から、大規模都市災害を前提として整備が進められたものでございます。

この画像伝送システムの導入効果でございますが、幸いにも、本システムをフルに活用するような大規模災害は発生しておりませんが、監視カメラの監視区域内での建物火災等が発生した際には、消防局で画像を見ながら火災の状況を把握することによって、消防隊の増強を指示したり、出勤中の消防隊への進入路の指示をしているほか、延焼状況等を随時消防隊へ送信しております。

また、一例を挙げますと、長崎港内で発生しました船舶火災を119番通報前に発見した事例もございまして、それから、救急出動の際にも利用しているところでございます。

今後の整備計画でございますが、このシステムは、本来、大規模都市型災害を前提として整備されたものでございますので、その方面での活用事例は、現在のところございませんが、現システムでの運用効果等を踏まえ、本市の地形、さらには他都市における整備状況等を勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

22番（川下勝己君） 一通り懇切丁寧に答弁していただきありがとうございます。おかげをもちまして、質問時間が非常に少なくなりました。

要点を絞って何点が質問いたします。

まず、順不同ですが、環境問題における三京クリーンランド埋立処分対策についてでございます。

本件については、市長答弁がありましたとおり、ガスの発生、許容値をオーバーした数値が出ております。メタンガス、二酸化炭素、それとともに硫化水素、これも発生しております。この硫化水素については、きのう、たまたま新聞に報道されましたように、下水道工事で5人が死亡しております。11日午後2時50分に愛知県の半田市で下水道工事のときに1.5メートル下のところの中に入っておられて、このときに5人が硫化水素で中毒して水死したという情報が流れております。

要するに、このように、有害ガスについては、慎重に取り上げなければいけないというふうに思うんですが、昨年の文教経済委員会において報告されておりますが、残念ながら、この数値については報告されておられません。この問題は、やはり行政が、このガス化についての問題に対する認識が薄いのではないかというふうに思うわけです。やはり農地として、既に8年間も返されないというこの現実、この問題を軽視しているのではないのか。ビニールをかぶせると、硫化水素が出ていますと、ガスが出ると、死亡に陥るということもあります。そういう点では、農地として活用できないではないかという心配があります。と同時に、ここには、メタンガスがちょうど5.3から15%の許容に入るわけですが、これは爆発引火の状況です。たばこの火でも持っていったら爆発するわけですから、そういう状況で、危ないという認識を持って、今後、対応していただきたいというふう

に思います。

それと、この中には、いろいろ6点、7点のポイントを持って調査されておりますが、これを1年間、何もされていません。だから、そういう点ではですね、続行して検討していただいて、根本的に、中のガスを排出するのは、どういう方法があるのか、そしてまた、何年ぐらいかかるのかということを含めて、十分な検討をしていただきたいというふうに思います。これが1点。

もう1つは、防災対策についてでございますが、実は、消防隊が一生懸命頑張っている状況の中で、やはり消防団45分団あるわけですが、火災や災害が発生したときには、即座に頑張っているという状況です。しかしながら、消防団設備の体制に一部不備があるというふうに思います。というのは、緊急性にそぐわない状況です。都市化が進み、地域によっては、広域で消火活動をしなければならない状況の中で、いまだに消防ポンプが、いわゆる台車、リヤカーに積んでいっているところがあります。実際、本当に出動するときは、自動車の軽トラックを借りて乗せ替えて出動するという状況であります。

これについては、本当なんですが、どういうふうに思われるか、この対策についてご質問しておきたいと思います。

もう1点、防災情報通信システムの充実、この件で再質問いたしますが、いわゆる防災無線が聞こえないというところよりも、むしろスピーカーがなくて全く聞こえないというところがあります。それは4地区あります。中里町の平木場地区30件、船石町上座地区20件、三重町日当地区10件、沖平地区10件、この4地区あります。これにつきましては、ケーブルを延長するという答弁がありましたけれども、ケーブルは500メートルぐらいが限度だと聞いています。全くないところには400数十万円設備がかかるようですけれども、これは絶対、検討していただきたいというふうに思います。このために、命をなくすという状況がないように、万全の体制で臨んでほしいと思いますが、答弁をお願いいたします。

まず、答弁を簡潔に、明快にお願いします。消防局長（坂口敏治君） 第1点目の台車の話が出たようでございますが、これは今、小型ポンプ

と、それからリヤカーのようなというたとえばございましたが、確かに、そういう小型ポンプを乗せてリヤカー等みたいなもので運ぶというところもございます。

ただ、これはですね、消防団の組織の中で、現在45個分団ございますが、その45個分団の下に部がございます。部のさらにその下部組織として分駐があるわけでございますが、この分駐に現在、10カ所ほど積載車を配置していないというのが現状でございます。ただ、これは今まで歴史的にいろいろいきさつがございまして、長崎市に編入した時点での分団の統合とか、あるいは分団が部になるとか、そういうふうな経過を踏まえた上での分駐でございますから、将来は、消防局といたしましては、この分駐については統廃合という形で考えております。

したがって、積載車については、今度、14年度で1台お願いをしておりますが、これで分団、部については、すべて完了ということでご理解をいただきたいと、そういうふうに思います。

それから2点目の、確かにスピーカー延長では解決できないような地域の防災行政無線があるということでございます。これは私ども消防局としても把握をしておりますが、今後、そういうスピーカー延長ができないところについては、もう少し何か方法があるのではないかとということで検討をしておりますので、さらに研究をさせていただきたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

環境部長（高橋文雄君） 三京クリーンランドのガスの発生についてお答えをいたします。

今、議員が申し上げられましたメタンガス、硫化水素、二酸化炭素につきましては、ガス管の管内の数値でございまして、実は、それにつきましても、若干の数値が出ておりますが、作業環境上1.5メートルのところではかつておりました硫化水素、二酸化炭素、それからメタンガスにつきましても問題がない数値ということになっております。硫化水素はゼロでございます。一酸化炭素もゼロ、二酸化炭素については延べ30回はかつておりますが、0.05%が3回、あとはゼロでございます。

したがって、このガスが人体に影響を及ぼ

すということは、現在、全然ないと考えておるところでございます。しかしながら、抜本的な対策といたしまして、早急に検討してまいりたいと、測定を監視しながら、さらなる安全対策をとってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

22番（川下勝己君） 答弁いただきましたけれども、防災については、分団ということで、いろいろ検討されているようですが、出勤するときはですね、やはり乗せ替えて出るということは正常ではないというふうに思うんです。現場はですね、そういう体制ですからしっかり検討していきたいというふうに思います。

もう1点、ガスの問題ですが、これについては、要するに1年たっても、その程度だから何もしていないわけです。認識が浅いのではないかと。要するに、文教経済委員会で、何でもこういうものを報告しないかというのは、そういう認識がないからですか。要するに、三方山の水銀の問題だって、やはり軽視しておったわけではないですか。同じことを繰り返してはいけませんよ。だから、もっと慎重に対応してほしい。

というのはですね、例えば農地をそのまま使うことはできないわけですよ。もう8年間は返還していないと、財源としては1年間に2,000万円を払っているわけです。しかしながら、これは税金のむだづかいという一方的な意見もあるわけです。例えば農地に活用できるし、ほかに活用もできるわけです。そういう税金を出す必要はないわけですよ。まして、今8年間ですから1億6,000万円ぐらいになるわけですよ。こういう問題は、財政部長、はっきりいって、厳しく取り仕切らんといかんというふうに思いますよ。こういう問題を軽視しないようにやっていただきたいというふうに思います。

それと時間がありませんので、最終的に、市民総合窓口の件を一言言っておきますが、現在の市民課の場所を見ますと、要するに、お客さんが立って市の職員が座っておるわけです。逆ではないかというふうに思います。少なくとも両方座れるような改善をしてほしい。そういうことで、やさしい窓口が実現できるのではないかと。

それと、税務関係あるいは福祉関係に端末を置

くと、そこで閲覧できて、わざわざ回らなくても、そこで発行できるというふうに改善できると信じております。今調べてみますと、亡くなられた方がおられましたら、死亡届け、市民課、国民健康保険、これは市民課住民記録係、そして、老人医療関係は、これは同じですが、市民課住民記録係、印鑑登録、国民年金、原爆、そういう対策に、点々と回って元に戻ってくるわけです。これは長崎市の説明の文書です。こういうことは、一覧のディスプレイでみたら可能なんです。そういうことを、ぜひ研究していただきたいというふうに思います。

そして、最後になります、時間がありませんけれども、ことし3月で退職されるいろいろ理事者の方々がいらっしゃいます。これまでのご苦労と今後のご健勝をご祈念申し上げまして、一般質問をやめたいと思いますが、要は最終的に市長をお願いします。この諸問題は、市長のやる気がないとだめだと思しますので、ぜひ市長、一言だけ決意をお願い申し上げます。

市長(伊藤一長君) もう残り何秒かでございますけれども、川下議員の質問に答えたいと思いません。

一生懸命頑張らせていただきたいと思います

上記のとおり会議録を調製し署名する。

平成14年5月10日

ます。

しかし、先ほど三京クリーンランドの2,000万円というのは、1工区、2工区、3工区に出ました借上費が2,000万円でございます、今、議員さんが提起されました1工区分の借上費は、たしか870万円ではなかったかなと思いますので、この点は大変、借越ではございますけれども、訂正をさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

議長(鳥居直記君) これをもって、市政一般質問を終了いたします。

次に

日程2

請願第1号 高齢者・障害者・被爆者にたいする電車・バスの無料パス券交付制度実現に関する請願について

は、厚生委員会に付託いたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。次回の本会議は3月15日午前10時から開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

= 散会 午後2時2分 =

議長 鳥居直記

副議長 江口 健

署名議員 陣内 八郎

署名議員 毎熊 政直